

## 日本ファースト証券株式会社に対する行政処分について

1. 日本ファースト証券株式会社(以下「当社」という。)に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。

(平成 18 年 12 月 22 日付)

### (1) 取引一任勘定取引の受託契約等を締結する行為

当社は、平成 17 年 7 月 1 日から同 18 年 3 月 17 日までの間、顧客 26 名との間で、外国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。)の受託につき、取引対象通貨、取引の数量、約定数値、売買の別及び既に成立している取引を期限前に決済することについて、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする受託契約を締結した上で、平成 17 年 7 月 1 日から同 18 年 4 月 28 日までの間、取引を執行した。

金融先物取引法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 159 号)附則第 2 条第 1 項によって当社が行った上記契約の締結行為は、同法附則第 2 条第 2 項において適用する金融先物取引法第 76 条第 3 号に規定する「取引の数量、約定数値その他の内閣府令で定める事項について、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする受託契約等を締結すること」に該当すると認められた。

### (2) 不招請勧誘等

- ① 当社は、平成 17 年 8 月 25 日から同 18 年 3 月 13 日までの間、FX取引の受託等を内容とする契約(以下「受託契約等」という。)の締結の勧誘の要請をしていない顧客 16 名に対し訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結の勧誘を行った。
- ② また、当社は、平成 17 年 9 月 5 日から同年 11 月 4 日までの間、受託契約等を締結しない旨の意思を表示した顧客 1 名に対し訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結の勧誘を、継続して複数回行った。

金融先物取引法の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項によって当社が行った、上記①の行為は同法附則第 2 条第 2 項において適用する金融先物取引法第 76 条第 4 号に規定する「受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘すること」に該当し、上記②の行為は同法第 76 条第 5 号に規定する「受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること」に該当すると認められた。

### (3) 届出されていないみなし有価証券を募集により取得させる行為

当社は、平成 18 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間、証券取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項第 3 号に定める匿名組合契約に基

づく権利（以下「当該みなし有価証券」という。）の取得の申込みの勧誘を行っている。

当該みなし有価証券の発行者は、当該みなし有価証券について、少人数私募により行うため証券取引法第4条第1項に基づく内閣総理大臣に対する届出をしていなかったが、当社元社長室室長（平成18年7月執行役員事業企画本部長に就任。）は、その業務に関し、名古屋及び大阪支店の営業員に指示し、少なくとも95名の個人顧客等を相手方として、訪問により商品概要及び申込み手順について詳細に記載したパンフレットを交付するなどして当該みなし有価証券の勧誘を行い、両支店で計15名の顧客に対して27口を取得させ、27百万円の払込みを受けていたことが認められた。

当社及び当社の使用人が行った上記の行為は、証券取引法第15条第1項に違反すると認められた。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、下記（1）①については金融先物取引法第87条第1項第3号及び金融先物取引法の一部を改正する法律附則第2条第2項、下記（1）②については証券取引法第56条第1項、下記（2）については金融先物取引法第86条及び金融先物取引法の一部を改正する法律附則第2条第2項並びに証券取引法第56条第1項の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

#### （1）業務停止命令

① 平成19年1月15日から同年2月14日までの間、全店舗における全ての金融先物取引業務の停止を命じる。

ただし、金融先物取引の決済に伴う反対売買等の受託をすること及び委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金等の返還を行うこと並びにこれら業務以外で停止すると委託者等に著しい不利益を与えると当局が個別に認めたものを除く。

② 平成19年1月15日から同年1月19日までの間、全店舗における有価証券の募集に係る業務（当局が個別に認めたものを除く。）の停止を命じる。

#### （2）業務改善命令

① 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること。

② 法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること。

③ 内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること。

④ 社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること。

上記の①から④について、その対応状況を平成19年1月26日（金）までに書面で報告すること。また、②から④については、その実施状況を、当分の間3ヶ月ごとに書面で報告すること。

連絡・問い合わせ先

関東財務局 理財部証券監督課

048-600-1111（代表）

内線 3323、3419